**ヘイト・スピーチ**

2015年5月18日

主専攻法学演習（憲法）

4年　加村、齋藤、吉田

3年　生方、嶋田、中出

**関連条文**

民法1条(信義則)

1項　私権は、公共の福祉に適合しなければならない。

2項　権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

3項　権利の濫用は、これを許さない。

民法90条(公序良俗)

公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。

民法709条(不法行為による損害賠償)

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

憲法14条(平等権)

1項　すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2項　華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3項　栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

憲法21条(表現の自由)

1項　集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2項　検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

人種差別撤廃条約第4条

締約国は、一の人種の優越性若しくは一の皮膚の色若しくは種族的出身の人の集団の優越性の思想若しくは理論に基づくあらゆる宣伝及び団体又は人種的憎悪及び人種差別（形態のいかんを問わない。）を正当化し若しくは助長することを企てるあらゆる宣伝及び団体を非難し、また、このような差別のあらゆる扇動又は行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置をとることを約束する。このため、締約国は、世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って、特に次のことを行う。

(a)人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動、いかなる人種若しくは皮膚の色若しくは種族的出身を異にする人の集団に対するものであるかを問わずすべての暴力行為又はその行為の扇動及び人種主義に基づく活動に対する資金援助を含むいかなる援助の提供も、法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること。

(b)人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動その他のすべての宣伝活動を違法であるとして禁止するものとし、このような団体又は活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であることを認めること。

Ⅰ　総論

**（１）ヘイトスピーチとは？**

ヘイトスピーチ（hate speech）とは、人種、宗教、性的指向、性別、思想、障害、職業、などを誹謗、中傷、差別などし、さらには他人をそのように煽動する言論であるとされるが、紛れのない判定基準は存在しない。憎悪表現が”地域の平穏を乱すことをもって規制されるべき”と議論する場合には「憎悪を煽る表現」とも呼ばれる。「喧嘩言葉」と同様に相手方の内部に憎悪を生み出すような言論（表現）類型と考えられており、話者（表現者）の側の憎悪感情が問題とされる。また、「憎悪と敵意に満ちた言論」、「憎悪にもとづく発言」とも解説される。 ヘイトスピーチの対象は言論(speech)以外に表現(expression）全般に及び、例えば宗教的象徴を中傷する漫画や動画の公開や、歴史的経緯を踏まえた上で民家の庭先で十字架を焼却する行為、国旗の焼却行為や反戦の腕章を身につけること、デモ行進、ビラ配布行為といった非言語による意思表示形態なども「スピーチ」に含まれるとされ、議論の対象となっている。

**（２）日本におけるヘイトスピーチ**

2015年現在、日本では、ヘイトスピーチ自体を取り締まる一般法、特別法、条例は制定されていないが、民法上の不法行為などに問われる。民法709条、民法1条（信義則）や民法90条（公序良俗）の判断基準として憲法14条や人種差別撤廃条約、自由権規約の趣旨を考慮するのが判例の立場である（私人間効力における間接適用説）。差別・人権侵害的言論を規制する意図を背景に、人権擁護法案等で諸々の検討がなされているが、言論の自由の侵害の危険性、国家による言論統制の危険性、世論やメディアの行き過ぎた「自己検閲」の危険性など、法案の合憲性、内容や運用方法、制度の必要性や危険性などを巡って議論となっている。日本国憲法第21条では表現の自由が保障されており、ヘイトスピーチ法規制については米国とともに国際的に規制のゆるやかな地域となっている。また、日本の刑法では「特定人物や特定団体に対する偏見に基づく差別的言動」は侮辱罪や名誉毀損罪の対象であり、差別的言動の被害が具体的になれば、事例によっては脅迫罪や業務妨害罪の対象となるが、特定しきれない漠然とした集団（民族・国籍・宗教・性的指向等）に対するものについては、侮辱罪や名誉毀損罪には該当しない。

**（３）表現の自由の基礎事項**

　人の内心における精神的活動を、方法の如何を問わず外部に公表する精神活動の自由であり、その内容はすべての表現媒体による表現に及ぶ。

→国民が適切な意思決定をなすには、その前提として十分な情報とそれに基づく議論が必要となる民主主義において必要不可欠。(優越的地位)

①自己実現の価値：個人が言論活動を通じて自己の人格を発展させるという、個人的な価値。

②自己統治の価値：言論活動によって国民が政治的意思決定に関与するという、民主政に資する価値。

**（４）表現の自由の規制(学説)**

①二重の基準論：精神的自由権を規制する立法は経済的自由権を規制する立法よりも厳格な基準によって審査されるべきという理論。

→違憲性推定

②明確性の理論：精神的自由を規制する立法は明確でなければならないという 理論。

→萎縮効果、または誤って不利益を受ける者の生じないようにするため。漠然性・過度の広範性の法令は無効。

③内容規制(明白かつ現在の危険の基準)

（ⅰ）近い将来、実質的害悪を引き起こす蓋然性が明白であること

（ⅱ）実質的害悪が重大であること

（ⅲ）当該規制手段が害悪を避けるのに必要不可欠であること

この3要件を全て満たしたと認められれば表現内容を規制することができる。

→表現内容を直接規制する場合に限る。

④内容中立規制(LRAの基準)

立法目的の達成にとって必要最低限度の規制手段を要求する基準。

→特に表現の時・所・方法の規制(内容中立規制)の合憲性を検討する場合に有用とされている。

**（５）ヘイトスピーチ規制に対する見解**

①賛成派

　ヘイトスピーチは表現の自由の濫用にあたるとする意見(対象者の名誉感情や自尊心、人格権を著しく傷付ける)や、日本人に、外国人に対する差別意識が根強いことを指摘する意見。

　→刑罰規定を課して規制すべき

②反対派

　表現の自由を守ることの重要性から、侮辱罪や名誉毀損罪などの現行法制で対応すべきという意見。

　→新たに規制立法を設ける必要性はない

③中立派

表現の自由はまだ日本には十分に浸透していない(たとえばデモ行進をすることが大切な権利であるにもかかわらず「うるさい」「迷惑だ」と片付けてしまう一般人が多いなど)ことから規制には賛成だが時期尚早であるとする意見。

→表現の自由は非常にデリケートな権利であることから、安易に解決に走るべきではない

**（６）人種差別撤廃条約**

1969年発行、日本は1995年に加入した。現在、イギリス、フランス、ドイツ、カナダなどでは、当条約4条を履行すべく憎悪表現を規制する法律を設けている。（詳細は後ほど）一方、アメリカは、表現の自由の保障を最大限に保障しようとする判例法を背景に、4条に留保を付して表現規制を回避するかたちで条約本体に加入しており、現在も憎悪表現を規制する立法は行っていない。日本もアメリカ同様にこの条約のうち4条の規定の適応にあたり『同条に「世界人権宣言に具現された原則、及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って」と規定してあることに留意し、日本国憲法の下における「集会、結社及び表現の自由その他の権利」の保障と抵触しない限度において、これらの規定による義務を履行する。』という留保を宣言している。

**（７）近年のヘイトスピーチの例(週刊朝日による橋下徹特集記事問題)**

1. 事件の概要

週刊朝日が橋下徹大阪市長に関する連載記事の第1回において、橋下の父が大阪府八尾市の被差別部落出身であるという情報を掲載し、DNAや先祖を理由として人格を否定した記述を掲載したとされている問題。この記事は2012年10月26日号から始まった佐野眞一と週刊朝日取材班(今西憲之・村岡正浩)による「ハシシタ・奴の本性」という連載記事で、この記事に対して橋下徹は10月18日の定例会見で記事を「遺伝子で人格が決まるとする内容」であるとし、「政策論争はせずに、僕のルーツを暴き出すことが目的とはっきり言明している。血脈主義ないしは身分制に通じる本当に極めて恐ろしい考え方だ」「言論の自由は保障されるべきだが、一線を越えている」と述べ、週刊朝日を批判した。これに対して、朝日新聞社は、自社と週刊朝日と朝日放送はそれぞれ無関係としたが、橋下は週刊朝日の発行元である朝日新聞出版は朝日新聞社の100%子会社であることから、朝日新聞記者に社としての対応を求めた。

②週刊誌への批判

　橋下に対して批判的であることも多い部落解放同盟でさえも、「被差別部落出身を暴く調査をおこなうことを宣言して書かれた明確な差別記事」「確信犯的な差別行為である」「土地差別調査事件が大きな社会問題となるなかで、あえて地名を明記した事実は当該住民に対する重大な差別行為」と述べ、「偏見を助長し、被差別部落出身者全体に対する差別を助長するもの」で、許しがたいものであるとして抗議している。この不祥事について、週刊朝日の読者からも多数の抗議の声が寄せられ、次号にお詫び記事を掲載した。橋下に対しては当初、お詫び記事が掲載された同誌を郵送するだけだったが、結果的に橋下の怒りを助長したのみならず、更に多くの批判を生む結果となった。

③和解成立

　2015年2月18日、大阪地裁における損害賠償請求訴訟で原告(橋下徹)と被告(朝日新聞出版・佐野眞一)の間に和解が成立した。被告が橋下に和解金を支払い、謝罪文を交付する内容だが、和解金の額は公表されていない。橋下の請求額は5000万円であった。橋下は文藝春秋社や新潮社にも損害賠償請求訴訟を起こしており、2015年2月現在、係争中である。

Ⅱ　街頭宣伝差止め等請求事件(京都地裁平25.10.7)

**（１）概要**

在日朝鮮人の学校を設置・運営する法人である原告が、被告らが平成21年12月4日、平成22年1月14日及び同年3月28日の3回にわたって上記学校の近辺等で示威活動を行ったこと及びその映像をインターネットを通じて公開したことが不法行為に該当するとして、損害賠償請求及び学校周辺での街宣・ビラ配布等を禁止する内容の差止めを求めて民事訴訟を提起。

→　京都地裁は原告の主張を一部認容。被告に対し1225万円の損害賠償と上記差止めを命じた。

**（２）判旨**

(１)「人種差別撤廃条約下での裁判所の判断について」…①～➂

①《人種差別撤廃条約を批准している日本の裁判所は、同条約の定めに適合するように法律を解釈する責務を負う》

「わが国は，人種差別撤廃条約を批准した条約締結国であるから，私人間における人種差別が問題となる民事訴訟において，人種差別撤廃条約がどのように影響するのかを予め検討する。 」

「憲法９８条２項は，わが国が締結した条約を誠実に遵守することを定めており，このことから，批准・公布した条約は，それを具体化する立法を必要とする場合でない限り，国法の一形式として法律に優位する国内的効力を有するものと解される。 」

「人種差別撤廃条約２条１項は，締結国に対し，人種差別を禁止し終了させる措置を求めているし，人種差別撤廃条約６条は，締結国に対し， 裁判所を通じて，人種差別に対する効果的な救済措置を確保するよう求めている。これらは，締結国に対し，国家として国際法上の義務を負わせるというにとどまらず，締結国の裁判所に対し，その名宛人として直接に義務を負わせる規定であると解される。 このことから，わが国の裁判所は，人種差別撤廃条約上，法律を同条約の定めに適合するように解釈する責務を負うものというべきである。 」

②《単なる人種差別的行為については、現行法の下ではそれ自体は不法行為とならないため損害賠償請求を認めることはできない》

「 もっとも，例えば，一定の集団に属する者の全体に対する人種差別発言が行われた場合に，個人に具体的な損害が生じていないにもかかわらず，人種差別行為がされたというだけで，裁判所が，当該行為を民法７０９条の不法行為に該当するものと解釈し，行為者に対し，一定の集団に属する者への賠償金の支払を命じるようなことは，不法行為に関する民法の解釈を逸脱しているといわざるを得ず，新たな立法なしに行うことはできないものと解される。条約は憲法に優位するものではないところ，上記のような裁判を行うことは，憲法が定める三権分立原則に照らしても許されないものといわざるを得ない。 」

➂《特定個人に具体的な損害が発生している場合の人種差別的行為については、現行法の下でもそれ自体が不法行為となり得るため損害賠償請求を認め得る　→　無形損害については、人種差別撤廃条約2条1項及び6条の規定に沿うように賠償額を決定》

「したがって，わが国の裁判所は，人種差別撤廃条約２条１項及び６条の規定を根拠として，法律を同条約の定めに適合するように解釈する責務を負うが，これを損害賠償という観点からみた場合，わが国の裁判所は，単に人種差別行為がされたというだけでなく，これにより具体的な損害が発生している場合に初めて，民法７０９条に基づき，加害者に対し，被害者への損害賠償を命ずることができるというにとどまる。 しかし，人種差別となる行為が無形損害（無形損害も具体的な損害である｡) を発生させており，法７０９条に基づき，行為者に対し，被害者への損害賠償を命ずることができる場合には，わが国の裁判所は，人種差別撤廃条約上の責務に基づき，同条約の定めに適合するよう無形損害に対する賠償額の認定を行うべきものと解される。 やや敷衍して説明すると，無形損害に対する賠償額は，行為の違法性の程度や被害の深刻さを考慮して，裁判所がその裁量によって定めるべきものであるが，人種差別行為による無形損害が発生した場合，人種差別撤廃条約２条１項及び６条により，加害者に対し支払を命ずる賠償額は，人種差別行為に対する効果的な保護及び救済措置となるような額を定めなければならないと解されるのである。」

(２)「本件活動の不法行為性について」…④～⑦

④《三回に渡る示威活動及び映像公開は、それぞれ原告に対する業務妨害及び名誉毀損による不法行為に該当する》

➄《本件業務妨害及び名誉毀損は、人種差別撤廃条約上の人種差別に該当する》

「本件活動に伴う業務妨害と名誉毀損は，いずれも，在日朝鮮人に対する差別意識を世間に訴える意図の下，在日朝鮮人に対する差別的発言を織り交ぜてされたものであり，在日朝鮮人という民族的出身に基づく排除であって，在日朝鮮人の平等の立場での人権及び基本的自由の享有を妨げる目的を有するものといえるから，全体として人種差別撤廃条約１条１項所定の人種差別に該当するものというほかない。 したがって，本件活動に伴う業務妨害と名誉毀損は，民法７０９条所定の不法行為に該当すると同時に，人種差別に該当する違法性を帯びているということになる。」

➅《本件名誉毀損は、判例法理によっても免責されない》

「上記判例法理によって免責されるのは，名誉毀損表現が事実摘示であろうが論評であろうが，専ら公益を図る目的で表現行為がされた場合だけである。では，本件活動における上記２ないし４の名誉毀損表現が専ら公益を図る目的でされたのかといえば，そう認定することは非常に困難である。……したがって，本件活動における名誉毀損が判例法理により免責される余地はないものといわなければならない。なお，上記２ないし４で名誉毀損であると認定したものは，事実の摘示を 伴うものに限定している。それ以外の被告らや本件示威活動参加者の発言や表現について，被告らは意見の表明であるというが，意見や論評という よりは，侮蔑的な発言（いわゆる悪口）としか考えられず，意見や論評の類として法的な免責事由を検討するようなものとは認められない。 」

⑦《本件名誉毀損は、応酬法理によっても免責されない》

「自己の正当な利益を擁護するため，やむをえず他人の名誉を損なう言動を行った場合は，それが当該他人による攻撃的な言動との対比で，方法及び内容において適当と認められる限度を超えない限り，違法性が阻却されるものと解される（最高裁判所昭和３８年４月１６日第三小法廷判決・民集１７巻 ３号４７６頁）。 しかし，被告らは，招かれてもいないのに本件学校に近づき，原告の業務を 妨害し，原告の名誉を貶める違法行為を行ったものである。被告らの違法行為 に反発した本件学校関係者が被告らに敵対的な態度や発言をしたことは否定できないが，被告らは，自らの違法行為によってそのような反発を招いたにすぎ ないから，上記法理によって免責される余地はない。」

(３)「原告の損害について」…⑧

⑧《人種差別に該当する不法行為又は人種差別を目的とする不法行為については、人種差別撤廃条約が民事法の解釈適用に直接影響する結果、無形損害の認定が加重し得る》

「無形損害を金銭評価するに際しては，被害の深刻さや侵害行為の違法性の大きさが考慮される。……名誉毀損等の不法行為が同時に人種差別にも該当する場合，あるいは不法行為が人種差別を動機としている場合も，人種差別撤廃条約が民事法の解釈適用に直接的に影響し，無形損害の認定を加重させる要因となることを否定することはできない。 また，前記のとおり，原告に対する業務妨害や名誉毀損が人種差別として行われた本件の場合，わが国の裁判所に対し，人種差別撤廃条約２条１項及び６条から，同条約の定めに適合する法の解釈適用が義務付けられる結果，裁判所が行う無形損害の金銭評価についても高額なものとならざるを得ない。 」

(４) 「差止めの可否について」…➈

➈《本件差止めは北方ジャーナル判決に抵触しない》

「被告らは，請求の趣旨４項の差止めは表現行為の事前抑制に当たり，北方ジャーナル判決が説示する非常に厳格な要件を満たさない限り許されないと主張するが，原告の差止請求は，被告らによる表現行為そのものを差し止めるものではなく，本件学校の移転先の門扉を起点にした半径２００メートルの範囲だけに場所を限定し，かつ，業務妨害あるいは名誉毀損となり得る表現行為のみを制限するにすぎない。北方ジャーナル判決は，この程度の不作為義務の給付をも違法とするような法理を述べるものではなく，被告らの主張は失当である。」

**（３）備考**

控訴審(大阪高裁平26.7.8)、上告審(最判平26.12.9)においても、原審の判断をほぼ踏襲。

Ⅲ　ヘイトスピーチ規制

1. **諸外国のヘイトスピーチ規制について**

　国連加盟国193か国のうち100か国以上、過半数の国でヘイトスピーチの法規制（刑事規制や行政刑罰規制）がなされている。

**法規制なし　→　　少数派**

　アメリカ法では原則として表現規制を認めていない。

1. **積極的ヘイトスピーチ規制国**
   1. イギリス

世界で最も早い段階で、差別的取り扱いとヘイト・スピーチを規制する「差別禁止法」を制定した国も一つ。

人種差別撤廃条約加盟の際、ヘイト・スピーチ規制を要請する4条について表現の自由を侵害しない範囲内で実施するとの解釈宣言を行った上で法規制を行ってきた。

2010年に各種の差別禁止法を統合し平等法を制定。差別から保護されるべき「保護されるべき特性」として、人種的なもののほかに、年齢、障がい、性転換、結婚、同性カップルのシビル・パートナーシップ、妊娠及び母性、宗教・信条、性及び性的指向が掲げられた。

　イギリスのヘイトスピーチ規制＝刑事規制

* 1. ドイツ

　イツ連邦共和国基本法で自分の意見を発する自由を保障する一方、「治安を妨害するような言論の濫用」を厳しく規制している。

　006年に一般平等待遇法が制定され、同法に基づき「連邦被差別局」も設置され、人種、民族的出身、性別、宗教もしくは世界観、障がい、年齢または性的アイデンティティを事由とする差別を禁止している。

　ドイツ刑法典130条に民衆扇動罪が定められており、特定の人々に対する憎悪を煽動したり尊厳を傷つける行為をした者に適用される。「他人の人間の尊厳を攻撃する行為」を犯罪とし、3か月以上5年未満の自由刑に処するものである。

* 1. カナダ

　1970年留保なしに人種差別撤廃条約を批准し、連邦刑法を改正してジェノサイド煽動、憎悪煽動、憎悪宣伝の三つの類型のヘイト・スピーチの禁止規定を導入した。ただし、正当な言論の自由を制限しないための免責規定があり、

(ⅰ)真実性の証明がある場合

(ⅱ)誠意をもって宗教上の題材に関する意見を述べた場合

(ⅲ)公共の利益のためになされた場合

(ⅳ)憎悪感情の除去を目的としていた場合

免責条件としている

　人権法13条おヘイト・メッセージ規制には、1998年の改定で刑事罰が導入され、差別行為の本質、状況、重大性、行為者の意図を考慮して1万カナダドル（約98万円）以下の罰金を科していた。

　2011年総選挙で与党保守党が下院の過半数を獲得し、最終的に2013年6月に議会は13条の廃止を可決した。(14年6月廃止)　これによって、当面、ヘイト・スピーチはもっぱら刑法によって規制されることとなる

1. **アメリカの状況**
   1. ヘイト・スピーチ規制の特徴

　内容規制＝原則違憲

→情報流通の減少、思想の自由市場の抑制

* 1. ヘイト・スピーチ規制についての理論的立場

(ⅰ)　「保護されない範疇」論

　「喧嘩言葉」　「名誉棄損」等

(ⅱ)　保護される表現である立場

　ヘイト・スピーチ規制による人種差別の悪化　等

* 1. 合衆国最高裁の立場

(ⅰ)　R.A.V判決

　セントポール市「偏見を動機とする犯罪条例」は、「公共的または私的な財産の上に『人種・肌の色・宗教・性別に基づいて、他者に怒り・不安・憤りを生ぜしめる』と知られている、またはそう知られることに理由のあるシンボルなどを設置した者を処罰する」と定めていたが、連邦最高裁は、条例は中立規制ではないと判定し、「手段は必要不可欠なものでない、あるいは過度に広範である」として、合衆国憲法修正第1条に違反し、条例を文面上無効とした。また連邦最高裁はこの条例が、当局によって「不快」と判断された言葉を差別的に規制する観点規制に該当するため、憲法違反と判定した。

　　全員一致で条例違憲とした。

　(ⅱ)　ブラック判決

　黒人差別発言を行うKKK集会における十字架焼却について、ヴァージニア州はヴァージニア州法違反として、十字架焼却は不快であり、脅迫行為に該当し規制できると主張した。州最高裁は州法は観点規制であり違憲と判決した。連邦最高裁は一部合憲一部違憲として差し戻すとともに、クー・クラックス・クランは白人至上主義を擁護するが、目的達成を妨害する人であれば白人をも攻撃の対象としており、また、脅迫する故意をともなった「真の脅迫」を禁止するヴァージニア州が、特定の嫌われるトピックの一つにむけられる言論のみを非難の的として選び出していないことから連邦憲法第１修正および先例であるR.A.V.判決に反しないと結論づけ、また州法の「一応の証拠」の規定については過度広汎性を理由に文面上違憲と判断した。オコナー判事はけんか言葉や「真の脅迫」は政府による規制が可能と述べた。

　この判決では表現行為そのものの規制については合衆国憲法修正第1条違反としたものの（他人を脅したり威嚇したりする）脅迫の目的で利用した場合、この行為を処罰する箇所の州法の規定は憲法違反とは言えないとした。

Ⅳ　ディベート論題

問題１

1. 日本においてヘイト・スピーチの法的規制は憲法上許されるか。
2. 仮に規制が許されるとして禁止言論の線引きについて（どのような運動は許されて、どのような運動は規制されるのか。）

問題２

日本のA市には在日外国人が多く在住しており、市内には在日米軍基地がある。A市在住のYは、在日米軍グループXに対して県外に出ていくことを主張するデモ行進や街宣活動をしていた。Yは活動において、Xグループの人々に対して差別的な言葉を用いたりXグループを誹謗する表現をしていた。A市があるB県議会では「憎悪言論禁止法」が制定されていた。Yは同法１条違反として起訴された。Yに対する処罰は合憲か。

憎悪言論禁止条例

・第１条

日本国内に在住している、身分的出身、人種、民族または国籍によって識別される少数者集団をことさらに差別し排除する意図をもって、その集団を侮辱した者は、５年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。

・第２条

前条の少数者集団に属する個人をその集団への帰属のゆえに公然と侮辱したも者についても、同じとする。

・第３条

前2条にいう侮辱とは、少数者集団もしくはそれに属する個人に対する殺傷、追放または排除の主張を通じて行う侮辱を含むもとする。

・第４条

第1条ないし第2条の教唆または幇助は、これを処罰する。

・参考文献

師岡康子　『ヘイト・スピーチとは何か』　(岩波新書　2014年)

外務省　「人種差別撤廃条約」　<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/>

村上正直　『人種差別撤廃条約と日本』　（日本評論社　2005年）

市川正人　『表現の自由の法理』　（日本評論社　2004年）